

月報

1985 4 月 號

シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1985年4月号)

アジア経済の動向	 (野村総合研究所シンガポール事務所)	手柴 正気	 1
水質からみたシンガポールの水	.. (栗田シンガポール (株))	加藤 宣二	 8
1985年税法改正の概要	 (公認会計士)	村上 光	 15
会員懇親パーティを開催	 (事務局)		22
理事会の動き			25
会員紹介	 (日貨検サービス (株))		29
3～4月の主な経済記事			30
広 報 欄			38
資料案内			40
編集後記			42

アジア経済の動向

急速に低下する輸出の伸び

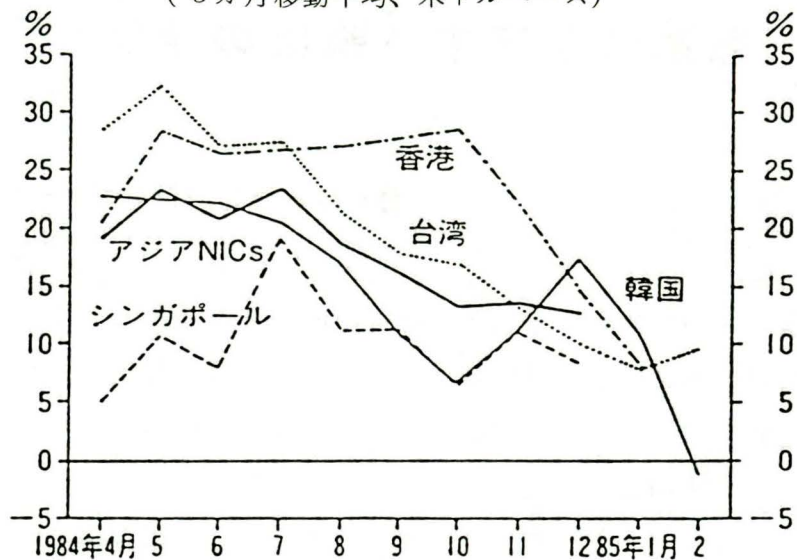
野村総合研究所シンガポール事務所

手柴 正気

北東・東南アジア諸国では、米国経済の成長減速の影響を受け、今後、大幅な経済成長率の低下が予想される。特に、韓国、台湾、香港、シンガポールなどのアジア NICs では、84年の輸出増加分の約半分は対米向けであったため、米国経済の鈍化は大きな痛手となろう。既に NICs の輸出の伸びは、84年後半より低下を示しており、85年の輸出に大きなブレーキがかかることは避けられない状況にある。この結果として、アジア NICs 諸国の間では輸出競争力の違いが、今後の経済成長力の格差となって表われてこよう。

経済波及効果の小さい再輸出を除く輸出を比較すると、台湾の輸出競争力の強さが際立っている。新台幣ドルが NICs のなかで割高となっているにも拘らず、84年後半からの輸出の鈍化は僅かであった。これに対し、香港では82、83年の香港ドルの切り下げ効果が徐々に失われ、84年第4四半期に至り輸出の伸びは急激に低下した。一方、韓国では他の3か国の通貨に比べてウォンは割高ではないにも拘らず、輸出が鈍化し、遂に85年に入って前年比マイナスになった。このことは、輸出に占める資本財の比重が他の諸国に比べて高いだけでなく、輸出製品（サービスをも含む）の品質が充分でないため、韓国が限界的な輸出国に留まっていることを示している。なお、シンガポールの輸出の伸びが低下しているのは、石油製品の市況が低迷していることが主な現由となっている。

鈍化するアジアNICsの輸出の伸び
(3カ月移動平均、米ドルベース)



(注) 香港は地場輸出、シンガポールは(総輸出－天然ゴム輸出)を使用した。
(出所) 各国統計より野村総合研究所作成

以下、各国の経済動向を概括する。

韓国：85年の経済成長率は5.2%と昨年より2.4ポイントの低下が予想される。これは米国の経済成長の減速で韓国の輸出が低迷するとみられるためである。通関統計によれば既に85年1～2月の輸出は前年同期比15%減と不振に陥っている。

一方、内需は昨年同様に堅調に推移している。しかしながら、輸出不振に伴い製造業の在庫水準が上昇しており、一部の企業では操業短縮やレイオフを実施している。

また財閥グループは海外建設の落ち込みや輸出の採算悪化、さらに政府の与信制限で資金繰りが悪化している。85年2月には売上規模第7位の国際商事グループが銀行管理に移され、この他にも倒産の危機に頻する財閥グループが複数あるとみられている。この対策として、政府は財閥グループへ特別融資を行っているが、経済成長の減速により大巾な売上増が期待できないため、資金繰り難の根本的な解決策にはならないと思われる。したがって、現状のまま推移すると、輸出不振から経済が混乱する局面もありえよう。

台湾：85年の経済建設計画は、貿易摩擦の解消に主眼が置かれている。この計画では、政府は公共投資主導型の内需拡大で輸入を増加させ、貿易収支の黒字を84年の82億米ドルから79億米ドルに減少させることを目標としている。

これを達成するため、85年7月から始まる86年度予算案は公共投資20%増を計画している。しかし、この効果は政府の意図よりも小さなものに留まろう。何故ならば、公共投資が拡大するにも拘らず、景気の先行き不安から民間の投資意欲が盛上りを欠いていることによる。

したがって、輸出の伸びが鈍化するもののそれ以上に輸入も伸び悩み、85年も貿易収支の黒字が拡大するとみられる。特に問題となっている対米貿易黒字は、100億米ドルを上回ると予想され、今年も政府は貿易摩擦対策に苦慮しよう。

なお、85年の経済成長率は、消費が堅調に推移すると予想されるが、民間設備投資と輸出の鈍化で、84年の10.9%から5.6%へ大きく低下するとみられる。しかし、この成長率はアジアNICSの中では最も高いものとなる。

香港：経済成長率は84年の9.6%から85年は4.8%へ大きく低下するとみられる。これは、内需が順調に推移するものの輸出の伸びが大幅に低下するためである。

個人消費は実質賃金上昇を反映して昨年同様好調である。投資も97年問題のため手控えられていたが、84年9月の中英協定調印を契機に回復してきた。

しかし、輸出は米国経済の成長鈍化の影響から逃れることは出来ない。特に経済に大きな波及効果を持つ地場輸出の伸び悩みが懸念される。既に地場輸出の伸びは84年12月、85年1月ともに前年同月比1桁増にまで落ち込んできた。中国大陸向けの輸出が拡大を続けているものの、その効果はあまり大きくない。

なお、2月27日に85年4月から始まる85年度予算が政庁より発表された。間接税の引き上げで財政赤字を前年度より3億香港ドル少くない

11.6億香港ドルに留める計画である。しかし、間接税引上げで物価に若干の影響が出よう。

シンガポール：85年の経済は昨年の8.2%から4.8%成長へと大きく減速しよう。経済の支柱の1つである輸出が先進諸国の景気減速の煽りを受けて伸び悩むことに加え、内需面で過去の景気拡大を牽引してきた建設投資の不振が持続するためである。

シンガポールの輸出は、84年12月に8ヶ月振りに前年同月を下回り、鈍化傾向がはっきりしてきた。現在、石油製品や天然ゴムなどの再輸出品が伸び悩んでいる。さらに対米輸出の急増を手掛りに好調に推移してきた電子部品・コンピュータ周辺機器など工業製品の輸出も、今後低迷しよう。これは米国市場において半導体の供給過剰に代表されるようにこれら製品に対する需要増にブレーキがかかっているためである。

一方、建設投資は不動産需給の悪化を反映して84年央より冷え切ったままである。現在建設中の高層ビル、ホテルなどが今後相次いで竣工するために、不動産の需給が近い将来に改善する見込みはない。

政府は、85年4月から始まる85年度予算で開発支出を名目16.5%増とし、公共事業費を確保した。これにより不動産不況による景気の失速を食い止めようとしている。この結果、MRT、チャンギ空港の拡張工事HDB建設などは当初の予定通りに盛り込まれた。しかしながら、民間建設投資が沈滞するなかであって、公共事業だけでどれ程の景気浮揚効果があるのか疑問視される。

その他ASEAN諸国：シンガポールを除くその他ASEAN諸国では、ブルネイを別とすれば債務管理・信用度維持のため財政・金融政策が大きな制約を受けている。84年は輸出環境が好転したにも拘らず、各国とも一様に総需要抑制策による経常収支赤字の縮小に取組んだ。そして85年も先進諸国の経済成長率低下という環境悪化ゆえに国毎の財政・金融政策に若干の跛行色がみられるが、基本的な政策に関する変化はない。

インドネシア：財政支出は名目12.1%、実質2.5%の伸びに抑制された。特に開発支出が前年に引き続き名目1.8%増という低い伸びに止めら

れた。一方、経常支出は名目22.7%増と高い伸びになったが、これは債務償還費が32.5%増となったこと、国民の政府批判を和らげるため、公務員給与・退役軍人年金の20%前後引上げや農産物最低支持価格引上げが実施されたこと、などによるものである。

政府はこの他にも、85年4月から実施する付加価値税、奢侈品税の影響を軽減するための輸入関税引き下げ等、厳しい財政事情の下で需要喚起策の発動を余儀なくされている。これは、景気実態が経済統計とかけ離れて著しく悪化しているために採られた措置とみられる。

マレーシア：依然として強力な緊縮策が堅持されている。政府の開発支出を名目25.1%減としたうえで、経常支出も同5.7%増に留め、歳出総額を前年比3.6%減と、4年連続の緊縮予算を組んだ。経常支出のなかでは、債務償還費が名目14.1%増になったものの、その他一般支出を3.1%増と、実質ではマイナスに抑制している。

政府は貯蓄性向が高い中・高所得者の税負担を軽くする一方で、金融引締めを実施し、国内金利を高目に誘導している。これによって、金融当局は資金の国外流出を防止し、貯蓄率を引き上げようと意図している。このような政策は、85年の成長率を4.8%へ低下させるものの、マレーシアの信用度維持に大きく貢献しよう。同国は85年3月に途上国としては始めて、6ヶ月LIBORより低金利で期間30年の6ヶ月ロールオーバーローンの取入れに成功した。

タイ：マレーシアと同様に強力な緊縮策が採られている。85年度予算では債務償還費が名目32.8%増となったが、その他経常支出は同6.3%増に抑制されている。具体的には、現行五ヶ年計画の中核を成す東部臨海工業開発計画を一部縮小して、鉄道敷設、港湾整備の完成時期を遅らせることが決定された。また84年11月にパーツ切下げ時に実施された必需品の価格凍結策が、85年1月に一部解除になったため、物価上昇、輸入増大が懸念されており、金融政策面でも今後何んらかの引締め策が採れる可能性がある。これらを勘案すると、85年の成長率は前年も若干下回る5.4%となろう。

フィリピン：同国の財政支出も名目 14.4 % 増と、インフレ率を考慮すれば超緊縮的な内容である。このなかで政府は従来の重工業偏重策を棄て農政重視へと経済開発戦略を変更した。このような政策は即効性を持つものではないが、長期的な観点からは評価される政策変更と言えよう。なお、85年の成長率は緊縮策の下で僅か 0.3 % に留まるが、84年がマイナス成長であったことを考慮するならば、まずまずの状況と言わねばならない。今後数年は、地道に経済再建に取り組まざるをえない同国にとって、85年はその第一歩として位置づけられている。

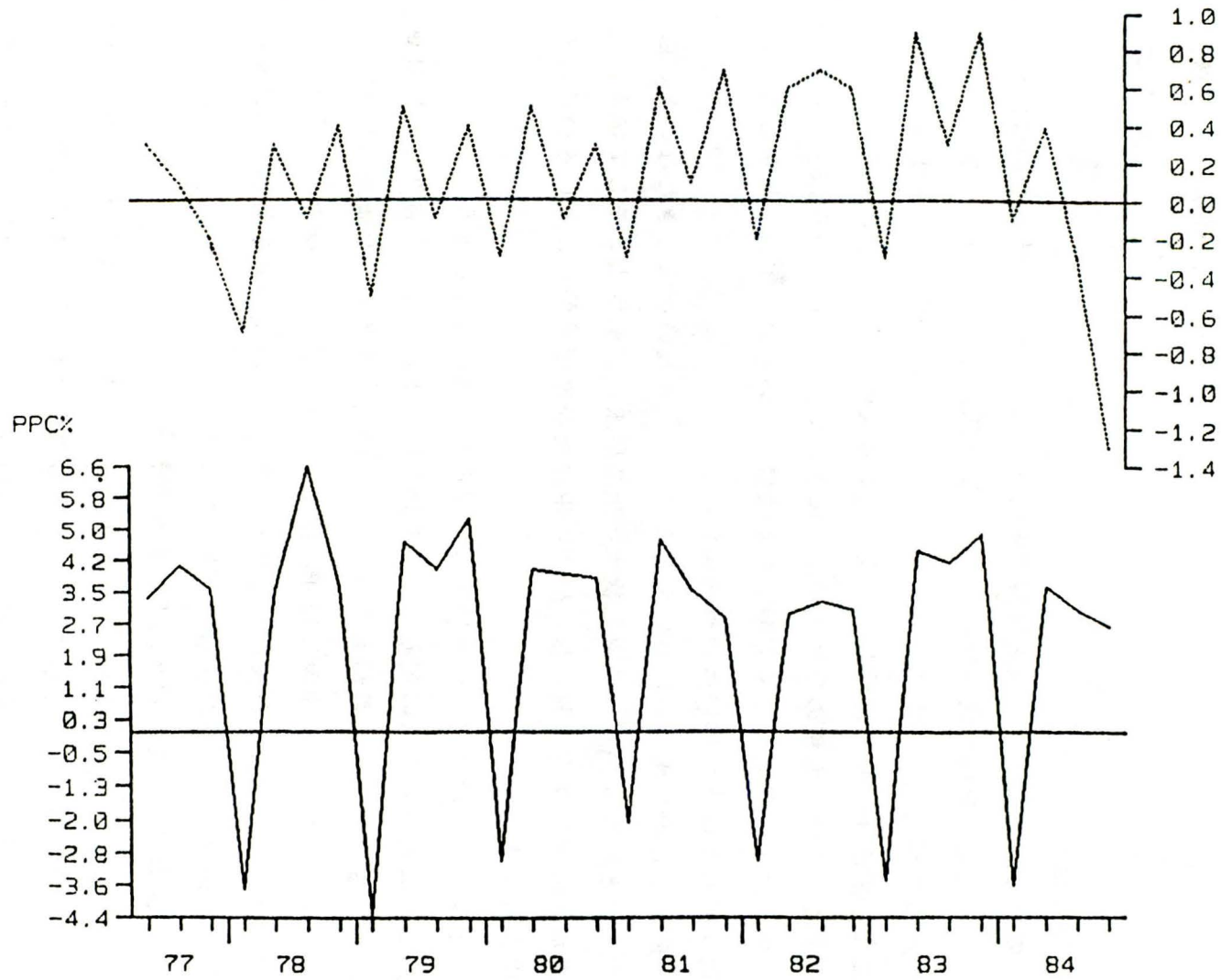
要約表 アジア経済の動向

	成長率 (%)				上昇率 (%)				経常収支 (億ドル)			
	83	84	85 予	86 予	83	84	85 予	86 予	83	84	85 予	86 予
北東アジア	7.9	9.1	5.2	4.0	4.3	3.0	4.1	4.8	25	69	74	76
韓国	9.5	7.6	5.2	4.1	3.4	2.3	4.1	4.8	-16	-14	-15	-15
台湾	7.5	10.9	5.6	4.0	1.4	-0.0	2.6	3.7	45	68	72	74
香港	5.1	9.6	4.8	3.7	9.9	8.2	5.9	6.1	-4	15	17	17
ASEAN	4.3	3.5	3.4	2.9	8.2	16.0	11.5	9.3	-136	-72	-87	-101
ブルネイ	0.0	1.3	0.8	0.3	1.2	3.0	2.0	2.9	25	28	24	21
インドネシア	4.2	4.9	3.4	3.1	11.8	10.5	9.6	9.9	-64	-31	-38	-45
マレーシア	5.9	7.3	4.8	4.3	3.7	4.0	4.5	5.4	-31	-27	-29	-30
フィリピン	1.3	-5.5	0.3	0.5	10.0	50.3	28.4	16.7	-27	-11	-16	-18
シンガポール	7.9	8.2	4.8	3.9	1.2	2.6	1.7	3.1	-10	-10	-6	-8
タイ	5.8	6.0	5.4	4.2	3.8	0.9	3.9	4.4	-29	-21	-22	-21
合計	5.8	5.8	4.1	3.4	6.6	10.6	8.4	7.4	-111	-3	-13	-25
中国	9.1	12.0	9.0	n.a.	2.0	2.7	5.5	n.a.	45	26	28	n.a.
オーストラリア	0.7	5.9	3.1	2.6	10.1	4.0	5.8	5.9	-58	-83	-88	-90
(参考)												
アメリカ(GNP)	3.7	6.8	3.3	0.6	3.2	4.3	3.3	2.8	-416	-1027	-1202	-1216
輸入等			7.5	-2.9								
日本(GNP)	3.9	5.8	4.4	3.5	1.9	2.2	2.7	2.5	242	370	433	435
輸入等		12.5	5.9	3.7								

- (注) 1 韓国、台湾、フィリピンの成長率は GNP、その他は GDP
 2 実質経済成長率、消費者物価上昇率の合計は、80年基準による9ヶ国の加重平均値。
 3 ブルネイの経常収支は、貿易収支（通関ベース）で代用
 3 予は、野村総合研究所の予測値

(出所) IMF - IFS 等公式統計から野村総合研究所作成

CORR BET CONS SHA & GDP



1: QUA GDP

2: CONS SHARE

水質からみたシンガポールの水

栗田シンガポール(株)

加藤 宣二

1. 水とは

広辞苑を引くと、「水とは酸素と水素との化合物。純粹のものは無色、無味、無臭で常温では液状をなす。動植物体には70～90%を含有し、生物の生存上欠く事のできないもの。気圧水銀柱760ミリメートルにあつては、摂氏100度で沸騰し、摂氏4度で最大の密度となり、摂氏0度で氷結する、全地表面積の約72%は水によって占められている。」とある。

辞書による説明は全く完璧で全く味気のないものですね。しかしながら我々の回りの水にはいろいろ種類があります。

良い水と悪い水、おいしい水とまずい水、きれいな水ときたない水、飲める水と飲めない水、硬水と軟水、生活用水、工業用水、そして排水、又淡水と海水等々水の質、味、外観、用途及び使用目的によりいろいろに表現されます。

どうしてこのようにいろいろの種類の水があるのでしょうか。

これは広辞苑の水の定義に入っていない“水は有らゆる自然界の物質を溶解する”という性質があるからです。地表から蒸発した水蒸気は雲となり雨、雪となり再び地表に帰り、種々の岩石、種々の土壌の中を通り河水、湖水又地下水となり種々の用途に利用され又々汚染物質を溶解し、元々の H_2O の水が種々雑多な種類の水となるわけです。

2 シンガポールで利用されている水の種類

(1)さて我々が生活している当シンガポールの水はどんな水でしょうか。国の周りの海水は別として、PUBより供給されている水の水源はマレーシア・ジョホール州からの河川水と内陸部のリザーバー水と河口湖水からなっている。総給水量は1日90万トン程度で生活用水及び工業用水として使用されている。

このうち河口湖水は Kranji Pandan Water としてシンガポール西部地区に給水されており、その他の地区は Town Water と称される主にマレーシアからの水源による水が給水されている。

これら PUB Water は全て浄水場で薬品処理（凝集剤）により除濁され塩素又はオゾンにより殺菌処理をされて給水されている。

又 PUB の計画では近々東部 Bedok 地区も河口湖水が給水される予定との事です。

尚 PUB 供給水とは別に MOE（環境省）により下水処理水の三次処理水が Jurong 工場地区の一部に工業用水として 1 日約 2 万トンが供給されている。

従って現在シンガポールで利用されている水の種類は 2 種の PUB Water と工業用水の 3 種類と云う事になります。

それぞれの水質は後述の別表の通りです。

(2) 水質のちがいと程度

別表の水質を示す数字は水に溶解している成分の分析値です。通常含有量は mg/ℓ （1 ℓ の水の中に何 mg その成分が含まれているか）又は p.p.m.（part per million）（百万分の 1）と云う単位で示されます。

Town Water と Kranji Pandan Water 及び Industrial Water では、その数値が大きくちがっている事が分ります。即ち水源により溶解している物質の量がちがうと云う事です。又水質のちがいを評価する場合、全溶解固形物（TDS = Total Dissolved Solids）又は蒸発残留物（Total Solid Residue）を知る事により、おおまかにそれぞれの水のクラス分けが出来ます。

因に 2 種類の PUB Water の蒸発残留物（表では Total Solid Residue となっている）は Town Water が $50 \text{ mg}/\ell$ 、K-Pandan Water が $240 \sim 400 \text{ mg}/\ell$ となっており、K-Pandan Water の方が 5 ～ 8 倍の溶解物質が含まれている事が分ります。

又海水には約 3.45%（ $34,500 \text{ mg}/\ell$ ）の溶解物質が含まれており、河口湖水（K-Pandan Water）は海水の影響を受けているために、マレーシアからの河川水（Town Water）に比べて数値が高くなっているわ

けです。

しかしながらこの水を利用する場合、その用途目的によって何がどの程度含まれているかを細かく評価しなければなりません。特に最近は有機物汚染度も重要な項目となります。参考に日本全国の河川水の水質の分布をみると TDS は 45ppm ～ 200ppm 程度であり、そのうち Singapore の Town Water と類似しているのが四日市、岩国及び徳山地区にみられます。

さて利用先を大きく分けると飲料用水と工業用水とになります。次にそれぞれについて当地の水質を考えてみます。

3. 飲料用水としての水質

世界保健機構により飲料水水質基準が設定されている。この水質基準内でさらに各国の実情にあった基準が設けられている。(WHOの水質基準値は別表参照)

どこの国の公共水道も当然上記WHOの基準内の水が給水されているべきであるが、東南アジア各国中シンガポールの水道のみ飲料可能と旅行案内書にあるのは、比較的日本国内の水道の水質と似ており又国情から衛生管理が行き届いており、殺菌処理が比較的充分なされている事だと思われる。

最近日本では「おいしい水」が話題となっており、“六甲の水”“丹沢の水”等谷川地下水の缶詰、ビン詰が市場に出回っており、又当地のスーパー、百貨店にも輸入されており、その勢にはびっくりさせられる程です。

このブームの中で日本の厚生省が「おいしい水の要件」をまとめているので次に示します。

硬度(カルシウム、マグネシウム)	: 50mg/ℓ 以下
蒸発残留物	: 50 ～ 200 mg/ℓ
塩素イオン	: 50mg/ℓ 以下
過マンガン酸カリ消費量	: 1.0mg/ℓ 以下(地下水は 1.5 mg/ℓ 以下)
鉄	: 0.02mg/ℓ 以下
PH	: 6.0 ～ 7.5
臭味	: なし

このうち蒸発残留物は多過ぎると渋かったり苦くなる半面、全くないと味も素っ気もなく、ほどほどならまろやかなうまみが出るという。PUB水の水質を「要件」と比べてみると Town Water の水質がほとんどの項目に合致しているが、蒸発残留物がやや少なく、良質ではあるがややうまみに欠けると云う事になるのでしょうか。皆様いかがでしょうか。一方 K-Pandan Water は余りおいしい水とはいえないようです。

又健康上の観点からも飲料水には適度なミネラルが含まれているのが良く、海水からの蒸留水を飲料水にする場合、カルシウム塩やマグネシウム塩等を添加したり、一部海水を混合したりして水質を調節しています。

4. 工業用水としての水質

一言に工業用水といってもいろいろの用途に使用されています。例えば冷却用水、洗浄用水、ボイラ用水、製造用水及び雑用水等です。これら工業用水は水そのものの性質、熱伝導性の良さ、流動性及び他物質との混合性の良さ又溶解能力の大きさ等が利用されるわけで、要求水質としては一般的に溶解物質量の少ない汚染されていない水が良い水という事になります。従って用途によって水質改善及び改質が必要になってきます。その要求度は電子工業においては限りなく H_2O そのものに近い水質が要求され、いくつもの水処理装置を通して処理し超純水と呼ばれる水を使用しています。一方工業用水使用量の70%以上は冷却用水用といわれます。冷却塔を利用する開放循環冷却水系には現在の PUB Water はほとんど水質改善の為に前処理装置を付けなくても使用可能です。但し水温の上昇、水の蒸発による塩類の濃縮により、硬度成分の析出、水中の溶存酸素による金属（主に鉄材）の腐食障害や腐食生成物の堆積及び藻類、微生物の繁殖による汚れ等によって冷却効率の低下が必ず起ります。

これ等障害の程度は一般的に溶解塩類が多い水程高くなります。従って水処理対策が必要となります。通常、腐食防止剤、スケール防止剤及び微生物処理剤の使用で対処しています。

工業用水の場合一部ボイラー用水を除いて JIS 規格のような水質基準がありません。従って各工場の使用用途及び操業条件によって適切な工業用

水使用基準を設定する必要があります。

最後に水源に乏しい小国シンガポールにおいて、生活レベルの向上につれ水の使用量も増加して来ます。又水代もどんどん高くなって来ます。ついでには我々も家庭においても会社においても水の節約と効率利用に心掛ける必要があろうかと思ひます。

別表 1 PUB Water の水質

A Chemical and Physical Characteristics	Town Water (In mg/l)	Kranji/Pandan /Western Catchments Where applicable)	Sg Seletar/Bedok (Expected)
Colour (Hazen)	< 5	< 5	5
Turbidity (FTU)	< 5	< 5	5
PH Value	7.0-7.5	7.5-8.5	7.0-8.5
Conductivity (umhos/cm)	70	350-650	900
Taste	Unobjectionable	Unobjectionable	Unobjectionable
Odour	Unobjectionable	Unobjectionable	Unobjectionable
Nitrate Nitrogen (N)	0.1	0.1-0.3	—
Residual Chlorine (Cl)	0.1-0.5	0.1-0.5	0.1-0.5
Flouride (F)	0.6-0.8	0.6-0.8	0.6-0.8
Total Solid Residue	50	240 - 400	600
Total Alkalinity (CaCO ₃)	12	30-40	30
Total Hardness (CaCO ₃)	30	70-110	130
Calcium Hardness (CaCO ₃)	12	50-70	70
Magnesium Hardness (CaCO ₃)	18	20-40	60
Chloride (Cl)	5-15	40-120	200
Sulphate (SO ₄)	8	40-90	90
Phosphate (PO ₄)	< 0.05	< 0.05	0.15
Silica (SiO ₂)	6	4-10	12
Iron (Fe)	< 0.04	< 0.04	0.10
Manganese (Mn)	< 0.05	< 0.05	< 0.05
Copper (Cu)	< 0.05	< 0.05	< 0.05
Aluminium (Al)	< 0.05	< 0.05	< 0.05
B Bacteriological Characteristics			
Standard Plate Count/ml, 37°C	0-50	0-50	0-50
Coliform Organisms/100 ml, 37°C	0	0	0

別表 2 Industrial Water の水質 (JIWW)

	unit : mg/l
1. Colour (Hu)	: 15 - 25
2. Turbidity (JTU)	: 1 - 2
3. BOD (5 days 20°C)	: 2 - 4
4. COD	: 30 - 42
5. Dissolved Oxygen	: 5 - 6
6. Free Ammonia (as N)	: 15 - 25
7. Alubuminoid Ammonia (as N)	: 0.1 - 8
8. Nitrite Nitrogen (as N)	: 0 - 0.4
9. Nitrate Nitrogen (as N)	: 0 - 1.7
10. PH	: 7.1 - 7.4
11. Suspended Solids	: 1.5 - 4.5
12. Total Solids	: 360 - 960
13. Chloride (as Cl)	: 95 - 390
14. Total Hardness (as CaCO ₃)	: 75 - 180
15. Sulphate (as SO ₄ ²⁻)	: 35 - 83
16. Detergent (as LAS)	: 0.1 - 0.3
17. Phosphate (as P)	: 1 - 3
18. Alkalinity (as CaCO ₃)	: 130 - 165

別表 3 WHO 飲料水水質基準

1. 大腸菌数	100mℓ 中に不検出
2. 一般細菌数	100mℓ 中に 10 以下
3. 臭気、味	異常があってはならない
4. 色度	5 度
5. 濁度	5 度
6. 蒸発残留物	500ppm
7. PH 値	7.0 - 8.5 (6.5 - 9.2)
8. 総硬度	100 - 500ppm as CaCO ₃
9. KMnO ₄ 消費量	10ppm
10. 塩素イオン	200 (600)ppm
11. 硫酸イオン	200 (400)ppm
12. アンモニア性 N	0.5ppm
13. 硝酸性 N	45ppm as No ₃
14. 鉄	0.1 (1.0)ppm
15. マンガン	0.05 (0.5)ppm
16. フッ素	0.6 (1.7)ppm
17. 鉛	0.1ppm
18. ヒ素	0.05ppm
19. セレニウム	0.01ppm
20. クロム	0.05ppm
21. 銅	0.05ppm
22. 亜鉛	5.0 (15.0)ppm
23. フェノール	0.001 (0.002)ppm
24. シアン (化合物)	0.05ppm
25. 水銀	0.001ppm
26. カドミウム	0.01ppm
27. 陰イオン活性剤	0.2ppm
28. 放射能	α 線 3 pci/ℓ, β 線 30 pci/ℓ
29. マグネシウム	30 (150)ppm
30. カルシウム	75 (200)ppm
31. 鉱物油	0.01ppm

() は止むを得ない場合。

1985年税法改正の概要

公認会計士

村上 光

1. はじめに

シンガポール共和国では、例年、3月初旬に、大蔵大臣により、バジェット・スピーチ (Budget Speech) が発表される。1985年3月8日に、今年の税法改正を含め、このスピーチが発表された。

その中では、1984年に発表・施行された「所得税減税」といったメインテーマはなく、大幅な改正点はないが、政府の方針が反映されている「金融センター育成の為の優遇措置」、「個人の資格取得の為の優遇」、「自動車課税の強化」といった点が注目される。

また、景気沈滞の折から、企業主の費用負担の軽減といった措置もとられている。

2 法人税率

法人税率について、従来の40%の税率およびアジア通貨部(Asia Currency Unit ACU)の所得の内、定められた範囲での10%の軽減税率が据え置かれている。

3. 軽減税率適用範囲の拡大

ACU所得に対する軽減税率の適用は、アジアダラー市場育成の目的で、1973年に採用され、その範囲を拡大しつつ現在に至っている。今年の改正では、従来の範囲に加えて、次の様な所得もその範囲に含まれることになり、賦課年度1986年(1985年内に決算期の到来する事業年度の所得)から適用される。

- (1) オフショアの保証、パフォーマンス・ボンド、スタンドバイ信用状から生じる所得。
- (2) 非居住者のために行なった、外国会社(マレーシアを除く)の発行する外国株式や外国通貨表示証券の取引から発生する取扱い手数料、

登録料、保管人および名義人料等の手数料。

(3) オフショア送金の手数料

(4) 金利や通貨のスワップを含むオフショア取引から生じる所得。

これらの範囲拡大により、ほとんどすべてのオフショア取引について認められることになった。拡大の経緯は次の通りである。

1973年—オフショア貸付金よりの所得について、10%の軽減税率が採用されるようになる。

1977年—オフショアの信用状およびそれに対応する手形引受の所得にも拡大される。

1979年—手形引受、資金の配置、NCD、認可されたアジアドル債券及びその他の債券の発行、アドバイス業務、外国為替取引に関連するオフショア取引よりの所得にも拡大される。

1981年—一定の金取引よりの所得にも拡大される。

1983年—シンガポールで組織されたオフショアのシンジケートローンよりの所得について免税措置がとられる。

1984年—シンジケートの保証、パフォーマンスボンド等からの所得について上記の免税措置が拡大される。

4. 税額控除範囲の拡大

シンガポールは、金融センターと同時に、アジアにおける専門的サービス提供地に育成する方針をもっている。よって、今回の改正で、専門的事務所ないし個人が、彼らのサービスを海外で提供する場合の税務上の恩典として、租税条約非締結国よりの所得についても、シンガポールにおいては税額控除を認め、租税条約締結国と同じ取扱いにしたものである。これにより、海外において徴収された源泉所得税が有利に活用され、手取額でシンガポール税金を課されるよりも少額の税金負担ですむことになる。当該規定も賦課年度1986年より適用される。

但し、控除方法としては、全額控除を受けうるわけではなく、シンガポールでの実効税率と海外での源泉税率を比較し、少ない方が控除しうることとなる。

また、スピーチでは、ファーム (Firm) という文言が利用され、会社 (Company) という言葉は入っていない。従って、今後、会社の場合にはどういう取扱いになるのか検討する必要がある。

しかしながら、今回の改正により、隣国にもかかわらず租税条約締結国であるインドネシアに対し、専門的サービスが提供し易くなったのは事実であろう。

5. 個人所得税

昨年度の税法改正で、個人所得税の減税が行なわれ、現在、最高税率 40 % の累進税率が適用されており、今年の改正はない。しかしながら、熟練者の育成、個人の資格取得の優遇といった目的から、本人によって、本人の教育目的の為に支出された教育費についての控除が、賦課年度 1986 年 (1985 年 1 年間の所得) より認められる様になる。

当該教育費は、より学術的・専門的資格を取得するため、ないし、現在の職業に関連した職業的資格を得るための費用であり、本人が支出した費用に限られる。従って、雇用主により補填された場合は控除出来ない。また、控除対象となる費用には月謝および検定料は含まれるが、教材代や交通費は含まれない。当該控除の限度額は年間 S\$2,000 である。

6. 印紙税

シンガポールでは、アジアドル市場の育成および地域的金融センターの育成という目的から、一部の印紙税が免除されていた。今回の改正では、この免除範囲が拡大され、直ちに施行されることとなる。今回新たに免除範囲に含まれるのは次の通りである。

(1) 海外の貸主よりのオフショアローン契約に関する金利の譲渡 (Assignment)

オフショアローン契約については、1980 年以降、印紙税は免除されており、金利の譲渡については、譲渡人 (Assignor) が、シンガポールにおいて、アジア通貨部 (ACU) の認可を受けた金融機関であることを条件として、印紙税を免除していた。今回の改正では、当該条件が撤廃され、あらゆる金利の譲渡 (オフショアローン契約に関するもの) に拡大された。

(2) オフショア関連の書類

従来の免税範囲は、シンガポールにおいて、アジア通貨部 (ACU) の認可を受けた金融機関によって行なわれた非居住者に対するオフショアの担保契約・債券・信用状といった特定化された書類に限られていた。今回の改正では、当該条件は変更されていないが、アンダーライティング、スタンドバイ信用状を含むあらゆる信用状、保証書、パフォーマンスボンド、その他のオフショアクレジット便益を含むあらゆるオフショア関連書類に免税範囲が拡大された。

7. 給与税・技術開発基金税

シンガポールには、日本に存在しない制度として、従業員の月額給与（現金払いに限られ、支払場所には影響されない。）が S\$ 500 を超える場合に、2% の率で課される給与税 (Payroll Tax) および月額給与が S\$750 以下の場合に、4% の率で課される技能開発基金税 (Skills Development Levy) がある。これらは、雇用主負担であり、個人負担はない。

今回の改正において、これらの税の内、給与税については、1985年4月1日より廃止され、技能開発基金税については、1985年4月1日より3年間の期限付きで、4% から2% に減額されることとなった。給与税についての復活時期については述べられていない。

これらの減税の主旨は、シンガポールの景気沈滞という現在の経済状況の中での雇用主の費用負担の軽減が主目的であると考えられる。

8. その他の税改正

(1) 中央年金基金 (CPF)

当該基金は税金ではなく、いわゆる社会保険に該当するものである。シンガポールで働く労働者はすべてこの基金に加入する必要がある。但し、外国人については、本国で同様の年金に継続的に加入していることを条件として免除される。当該基金の拠出額は、給与の50% であり、従業員と雇用主の折半である。従って、従業員の給与の内、25% は日本の社会保険同様源泉徴収されることとなる。

日本における厚生年金が当該基金に該当し、拠出額の上限がある様

に、当該基金にも上限が設けられている。現在の上限は、給与額 S \$ 5,000以上で、拠出額 S \$ 2,500 である。

今回の改正では、50%という率は当分据置く旨が発表された。

(毎年、当該率が上昇して来ており、1984年7月1日以降、50%となっている。)しかし、同時に、上限を引き上げる旨、次の様に発表された。

a) 1985年7月1日以降、拠出額の上限を S \$ 3,000 とする。(給与額 S \$ 6,000 に対応。)

b) 1986年7月1日以降、拠出額の上限を S \$ 3,500 とする。(給与額 S \$ 7,000 に対応。)

(2) 道路税 (Road Tax)

当該税金は、自動車に関する税金であり、排気量に対し一定額を乗じて課されるものであるが、当該一定額が約15%の率で増額される。この改定は、税法改正発表日である3月8日の翌日、3月9日より施行されている。

道路税の負担は、1,600cc の車で、個人名義の場合、S \$ 1,040 から S \$ 1,200 となり、年間 S \$ 160 負担増となる。同じ排気量で会社名義の場合、倍の税金が課せられるので、S \$ 320 の負担増となる。

(3) ガソリン税

当該税制は1981年に制定され、小売価格の50%で課されていたが、今回の改正で、この率が60%に引き上げられた。これにより、小売価格が、25%引き上げられることになる。この改正は即日施行された。

(4) 観光税

従来、10%から35%の範囲で課せられていたが、各種のレースに対する率を除き、4月1日より、一率10%に引き下げられる。

(5) ジーゼル税

個人車のみに課されていたが、10月1日よりタクシーにも課税される。

9. 経済拡大奨励法

経済拡大奨励法は、法人税の免除等の特例を設けている法律であるが、今回の税法改正には折り込まれていない。当該法律について、昨年 1984 年に一部改正されていることをふまえ、現状を含めて述べてみたい。

経済拡大奨励法によると次の様な税務上の恩恵を受けることが出来るが、これらの恩典をうける為には、経済開発局 (Economic Development Board; EDB) の認可を必要とする。

(1) 創始 (パイオニア) 企業の免税

当該創始企業 (製造業) について、認可された製品の取引により生じた所得については、5 年から 10 年の期間に亘り、税金が免除される。

(2) 輸出企業の免税

製造業において輸出を行なっている場合、若干の制約はあるが、輸出により生じた所得の 90% について税金が免除される。

(3) 拡大企業

製造業において新規の投資を行なう場合に、新規投資により生じた所得の増加部分に対応する税金が免除される。

(4) 投資所得控除

製造業の新規投資に関し、当該投資額の 50% を限度として、課税所得から控除できる。

(5) 倉庫業、サービス業

(6) 国際的コンサルタント

これらの恩典については改訂されていないが、1984 年の改正で、製造業に限定されていた創始 (パイオニア) 企業がサービス会社にも拡大されることになった。勿論、経済開発局の認可を要するが、次の様なサービスに適用される。

(1) 実験室、コンサルタント、研究開発を含む技術サービス

(2) コンピューターによる情報サービスおよびその他のコンピューター関連のサービス

(3) 産業的デザインの開発ないし設計

(4) その他の関連サービス

これらの業種で、経済開発局の認可をうけた会社は、従来の創始企業同様、5年から10年の期間に亘り免税となる。もちろん、無税で配当可能であり、日本では、みなし税額控除の対象となる。

同時に、製造業に限定されていた拡大企業についても上記のサービス業に適用される様になった。

これらの改訂は、シンガポールを、ハイテクノロジーの開発及び輸出国に育成しようという目的である。

更に、「新規科学技術会社への投資」という恩典が付け加えられた。しかしながら、この恩典は、現地企業に対するものであり、日本企業にはメリットは殆んどない。内容としては、認可をうけた科学技術会社の税務上の欠損金を、出資比率に応じ、その親会社（但し、50%を超えない）に移管することが出来るというものであるが、その親会社の株主の50%超がシンガポール国民ないし永住者でなければならない。よって、日系企業が当該親会社にはなり得ない。

経済拡大奨励法の現況として、輸出企業の恩典は条文では生きているものの、現実には殆んど認可されない。（但し、既に認可を受けている企業は除く。）

10. むすび

今回の税法改正をみた場合、金融業界にとっては効果的であるが、他の業界にとっては給与税の引下げに対し、道路税の引上げということで、可もなし不可もなしと言えるかも知れない。逆に、小規模の企業にとって道路税の引上げが給与税の引下げより大きく、負担が大きくなるかも知れない。

しかしながら、政府の方針と税法改正が同一方向に動いていることは評価されるべきであろう。

会員懇親パーティを開催

シンガポール日本商工会議所

シンガポール日本商工会議所は3月22日(金)、マンダリンホテルにおいて会員懇親パーティを開催した。当日は橋本大使ご夫妻をご来賓にお迎えし、また会員並びに奥様方、日系報道関係者およびJUGAS幹部約四百名の参加を得、大変盛況であった。

同懇親パーティは赤松総務担当理事の司会の下で進められ、水戸会頭開会挨拶、橋本大使ご挨拶に続いて榊原副会頭の音頭により参加者全員で乾杯した。その後、午後9時過ぎに散会するまで出席者全員和やかに歓談し、相互交流を深めた。

以下は当日における水戸会頭の挨拶要旨である。

水戸会頭挨拶（要旨）



本日シンガポール日本商工会議所主催の会員懇親パーティを開催致しましたところ、かくも大勢の会員並びに関係各位の皆様方のご参加をいただき厚く御礼申し上げます。

また、在シンガポール日本国特命全権大使橋本大使ご夫妻におかれまし

ては大変ご多忙中にもかかわらずご来賓としてご出席下さり、本日のパーティをより一層意義あるものとしていただきましたことを深く感謝する次第であります。

この懇親パーティも早4回目を迎えますが、毎年大勢の参加を得、本所の恒例行事としてすっかり定着致しました。これも会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝しております。



ご高承の通り、当シンガポール日本商工会議所は1969年に設立され、昨年15周年を皆様と一緒に祝うことができました。この間迂余曲折はありましたが、年々着実に成長し、会員数は470社となり、昨年に比べ40社増え、事業も広範多岐にわたるようになりました。

一方、最近の経済情勢は一般的に落ち込んでおるように思われます。当国政府はこの状況に対処するためいち早く各種の措置を講じ始められましたことは皆様ご承知の通りであります。

私も当商工会議所の会頭として折ある毎に関係官庁には企業の負担の軽減ならびに競争力増強のための意見具申を行って参りましたが、今後とも皆様の意向を体して建設的な意見を述べたいと思います。そしてお互いに企業の繁栄とシンガポールの発展に全力を尽していきましょう。

本日は最初に述べました通り、会員懇親パーティでございますので、当商工会議所の事業報告は来る6月に催されます総会において詳しく申し述べることにいたしまして、本日は肩の力を抜いて楽な気持ちで会員相互の親睦を図ってくだされば誠に幸せでございます。

本日は日本の大学を卒業されたシンガポリアンの方々の協会であるJUGASの幹部をご招待しております。先輩、後輩の関係でご懇談下さい。また日頃お世話になっている日系報道関係者の方達もご招待しております。

最後になりましたが、日頃内助の功の多い奥様方も多数ご出席下さっており、感謝しております。どうかなごやかに少々時間が過ぎても結講でございます。どうぞおくつろぎの上で歓談下さい。



理事会の動き

第188回 1985年3月12日（火） 午後12時30分

議事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審議事項

(1) ASEAN 地域元在日大学卒業生協会 (ASCOJA) 第6次総会への協力について

標記総会が1985年7月26、27の両日、当地マンダリン・ホテルにて開催される。これに関連して今回の幹事役であるJUGAS から本所に対し次のような協力依頼があった。すなわち ASEAN 6カ国の元在日大学卒業生代表及び日本の関係機関 (JASCCA) 代表による総会及びセミナーを開催するたあり、シンガポール側の負担金として5〜6万Sドルかかる見込なので日系企業から広告費、参加費、寄付金の何れかの形で経済援助をお願いしたいということである。また、出来れば開催期間中本所主催の昼食会（参加予定者250名程度）を開催していただければありがたいとの依頼もあった。

上記の協力依頼については早速運営担当理事会で検討することとなった。

(2) 日本人会診療所運営委員会への本所代表者派遣について

日本人会から依頼のあった本件に関しては、本所代表者を派遣することとし、人選については日本人会と打合せることとなった。なお、当診療所運営委員会は日本人会関係者、商工会議所、大使館及び日本人学校の代表者からなり、診療所の基本的な運営方針を検討することになるとのことである。

(3) シンガポール日本人墓地御堂の落慶式記念レセプションについて

日本人墓地御堂の落慶式記念レセプションが1985年3月14日(木)

午後 7 時 30 分から HOTEL GRAND CENTRAL の OMEI RESTAURANT
にて開催されるに際し、日本人会より本所理事に招待があった。

出席の場合には、至急本所事務局へ連絡頂くこととなった。

(4) NTUC CHILD CARE CENTRE への寄付依頼について

NTUC は現在 12カ所の託児所を運営しているが、新たに 2カ所設置する計画であり、その設置費用は 1カ所当り 10万 Sドルかかるとのことである。

これに関連して NTUC より本所に対し寄付協力依頼があったが、審議の結果、アメリカ、イギリス、西ドイツ等他の経済機関の動静をうかがうなど、当面、静観することとなった。

(5) 給与の銀行振込制促進方に関する COMMICT の協力要請について

生産性向上運動の一環としてシンガポール政府は給与の銀行振込制を推進しており、このたび COMMITTEE TO MINIMISE CASH TRANSACTIONS から日系企業に対してその促進方について協力要請があった。

(6) 本所主催第 1 回在星関係機関との懇親ゴルフ大会について

3 月 15 日 (金) 午後 1 時から SICC, BUKIT COURSE にて開催の標記ゴルフ大会には在星関係機関 9 機関 18 名のゲストと本所理事 18 名の合計 36 名が参加することとなった。これに関連して組合せ及び競技方法について審議した結果、組合せは原案通りとし、競技は 2 人 1 組の 18 チームが “STABLE FORD” RULE にもとづいてプレーすることとなった。また、キャディ・フィーは A クラス \$20、B クラス \$18、C クラス \$16 に統一することにした。

(7) NWC 勧告に関する意見取りまとめについて

NWC 勧告に関する本所意見は、目下集計中の調査結果にもとづき NWC 担当理事にて取りまとめることとなった。

(8) 在星日系企業の国際競争力の調査研究について

渡辺研究委員会担当理事から経営研究委員会として、標記調査研究を行ない、必要に応じて政府関係当局に要望書を提出するなり、関係省庁の代表者と懇談したいとの提案があり、根拠をもって全体的な立

場から意見を取りまとめることを前提に了承された。

(9)中華総商会主催 TRADE FAIR への協力について

中川理事より「先日 MR. K. C. TAN中華総商会会長と会った際、同会長から標記 TRADE FAIR には中国の 13 経済特区が参加するなど魅力的な見本市となるので、日系企業とくに ELECTRONICS, MACHINERY & TOOLS 分野の企業に是非とも出展参加してほしいとの協力要請があった」旨報告があった。

これに関連して井手 JETRO 所長より暫定的な日本側の出展予定状況について説明があったが、この際、中華総商会事務局に日本側の出展参加状況を確認し、必要に応じて日本国内の然るべき機関に協力要請することとなった。

なお、井手所長によれば JETRO、大阪マーチャンダイズ・センター、神奈川県、長崎県、鹿児島県等が出展参加する予定とのことである。

3. 部会・委員会等開催報告

(1)部 会

- 2 月 27 日 (水) 第二工業部会幹事会
- 3 月 1 日 (金) 第三工業部会幹事会

(2)委員会

- 2 月 28 日 (木) 経営研究委員会
- 3 月 1 日 (金) 広報委員会
- 3 月 6 日 (水) 運営担当理事会議

(3)懇談会等

- 2 月 12 日 (火) 第 1 回 JUGAS - JCCI 定期交流会議
- 2 月 15 日 (金) 中華総商会主催第 18 回慰霊祭への参列
- 2 月 19 日 (火) 鹿児島県副知事との夕食懇談会
- 2 月 25 日 (月) 大阪工業会東南アジア環境問題視察団
- 26 日 (火)
- 3 月 4 日 (月) 日本鉄鋼輸出組合一行

- 3月 4日 (月) シンガポール国際商業会議所との親善ゴルフ大会
- 3月 7日 (木) 横浜国際交流センター一行
- 3月 7日 (木) バンコク日本人商工会議所島口専務理事来星

4. 入・退会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入 会

- NEC BUSINESS SYSTEM (S) PTE LTD “ A ”
- NIKKAKEN SERVICE PTE LTD “ C ”

(2) 退 会

- NACHI INDUSTRIES PTE LTD
- MINO-Q SINGAPORE PRIVATE LIMITED

5. 会計報告

吉永財務委員より1985年2月分の会計報告があり、異議なく承認された。

会 員 紹 介

** NIKKAKEN SERVICE PTE LTD

(日貨検サービス (株))

所 在 地 : 10, Anson Road # 35-01, International Plaza, Singapore 0207

電話番号 : 2230522

設 立 : 1983 年 1 月 (登記)

形 態 : 子会社

代 表 : 栗田素充

Mr. M. Kurita (Managing Director)

従業員数 : 24 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容 : 輸出入貨物の検数、検量、検査

(会社の特色)

国際貿易商品の流通過程において、公正、中立的証明機関として、数量、容積、重量について正確な証明を行い、これによって、国際貿易取引の安全を確保。

3 - 4 月の主な経済記事

- 3月14日 。マレーシア工業開発局（MIDA）のジョホール州事務所に
よると、昨年シンガポール、台湾、香港の軽および中工業
約20社がジョホール州に工場を設立した。これらの工場
はプラスチック製品、家具、食品、チョコレートの製造や、
電子部品など半完成品の製増に従事している。

今後さらに同州への外国投資とくにシンガポールからの
投資が増える見込みで、今年初2カ月間だけで外国メーカ
ー15~20社から投資照会が寄せられているという。

- 14日 。3年前に公務員給与が大幅に引き上げられて以来、大卒公
務員の離職が約4分の1縮小している。

モニター紙（12日）の報じるところによれば、景気が
後退するなかで今年の大卒公務員の離職率は一段と低下す
るものと予想される。

シンガポール政府は1982年に第1~4級公務員と日給
制政府職員の給与を平均14%引き上げた。特に1級2級
公務員の給与引き上げ率は各16.6%と16.8%に達した。

1982~84年の毎年の大卒公務員離職数を見ると各522
人、414人、399人で、この3年間に政府は82年858人、
83年861人、84年800人の大卒者を新規採用した。こ
れら新規採用者のうち学士号所持者は2級公務員に、それ
以上の学位所持者は1級公務員に通常分類されている。

政府公務サービス部の人事担当者もこうした大卒公務員
の民間流出減少の原因として、その高額給与を指摘してい
る。ちなみに、すべての公務員は1カ月分の年末ボーナス
のほか、7月にも半月分のボーナスが支給される。

27日 。「最近国内に発生している倒産や人員整理の現象は組織の新陳代謝を反映したものにすぎず、紙上に報道されているような国内経済の前途の不安を象徴するものではない。」

リチャード・フー通産相は先週末の国会答弁で、以上の見解を明らかにした。

同相によると、1984年通年の倒産は505社で、うち製造業の倒産が29%（147社）を占め、外国メーカーの倒産は1社だけだった。

同年の製造業労働者の解雇は3487人で、解雇者全体（4694人）の75%を占めた。しかしこうした解雇者はただちに再就職しており、決して深刻な社会問題になってはいない。

一方で、企業の倒産があった反面、昨年は合計4601社の企業が新規設立されており、全国の企業総数は差し引き4096社（6.5%）増加した。

今年にはいつてからは3月15日までに762人が解雇されており、政府は第1四半期の解雇者を1000人と予測している。過去5年間（1980～84年）の第1四半期の解雇者は平均1300人で、これと比較しても今年の数字は決して異常とはいえない。

同相はさらに「政府としては倒産に頻している企業に特別な支援を行う必要があるとは考えていない」と述べる一方、「銀行に対して経済的困難に直面する企業の状況を正確に把握し、融資金の回収に当たっては柔軟な態度で臨むよう指導している」と語った。

4月1日 。労働省は小売業やサービス業の小事業主に対して既存外人労働者（特に熟練労働者）の労働許可証の更新は認めるが、新規の未熟練外人労働者雇用は認めない。

リー・ヨックスアン労相代行は27日の国会で、政府の

柔軟な外人労働者政策を縫製や仕立て業者、美容院、小売商などの小事業主にも適用する考えはないかとの与党議員の質問に対して上記のように答弁した。

さらに同相は「これらの部門は基本的に国内市場を対象としており、国際競争にさらされているわけではない」とし、これら小事業主は適当な賃金を払って地元労働者を確保するように努力すべきだ、と述べた。

政府は当初1984年末までに建設および造船労働者と家事使用人を除く全ての非伝統国外国人労働者を排除する計画だったが、すでに昨年、排除期限を1986年までに延期するとともに、最近、労働力不足の状況から急激に多数の労働者を排除することは経済成長に悪影響を及ぼすとの判断から外人労働者排除政策を柔軟に運用する方針を明らかにしている。

こうした状況を踏まえて上記の国会質疑が行われたもの。労相代行の答弁により、小売り・サービス部門の事業主は外人労働者の追加雇用こそ認められないが、既存の労働者についてはたとえその労働許可証が切れても来年末では更新を認められることが確認されたわけで、一時的な救済を得られたことになる。

労相代行はまた、外人労働者削減の長期政策は不変であるとし、したがって製造業における未熟練外人労働者の排除も引き続き進めていくことを確認した。同相によると、製造業における非伝統国からの外人労働者は昨年末までにその大部分が排除されており、残りの者も1986年末までに労働許可が切れしだい順次帰国することになるという。

同相はさらに、労働者は外人労働者の新規雇用を引き続き制限していく方針で、「新規雇用は特に製造業、ホテル、造船、建設の各業界と家事使用人の一時的労働力不足を補

い、あるいは経済にとって重要な技術の需要を満たすために、選択的に認めていくにすぎない」と確認した。外人労働者増加による社会的・政治的悪影響の緩和と外人労働者排除による経済的悪影響の緩和という2つの目標の間に妥当なバランスを見つけることが重要だ、とも述べている。

同相はまた、最近の柔軟な外人労働者政策が未熟練外人労働者雇用規制の蛇口をゆるめたものと誤解してはならない、とクギを刺している。

ちなみに、政府が設定している外人労働者の完全排除期限は1992年。ただし特別の技術をもつ者には期限後の滞在を認め、希望者には永住権も与えるとしている。

- 。リー・ヨックスアン労相代行が29日国会で明らかにしたところによると、政府は4月1日から引き上げ予定だった外人労働者雇用税（課徴金）の引き上げを10月1日から半年延期した。

政府は現在、メイドを除く全ての外人労働者の雇用に対し1人当たり月200Sドルを雇用主から徴収しており、この額を今年4月から来年4月までに半年ごとに50Sドルずつ増額して来年4月1日より1人当たり月350Sドルを徴収するとしていた。今回の措置により、この引き上げ時期が半年ずつ繰り延べられたわけである。

労相代行は同措置は現在の景気動向を考慮して雇用主の負担を軽減するため、としている。半年後に状況を見て以後の引き上げスケジュールを再調整する方針という。

- 3日
- 。昨年第4四半期、国家開発省は合計215件総額14億Sドル（Sドル、以下同じ）の建築計画を承認した。これらプロジェクトにより246万3000平方mの床面積が創出される。

同期に着工された建築プロジェクトは166件、総床面積

153 万平方 m で、見積もりコスト総額は 8 億 4190 万ドルだった。

同期間に完工した建築プロジェクトは 271 件、総床面積 384 万平方 m、総工費 23 億ドルだった。

また同期に着工予定もしくは建設中の工事は 521 件、これらプロジェクトによって創出が見込まれる床面積は 443 万平方 m だった。

昨年第 4 四半期に承認された 215 件の建築プロジェクトのうち民間プロジェクトは 179 件（床面積 59 万 8940 平方 m）で、投資計画額は 5 億 1770 万ドルだった。このうち 112 件（同 40 万 6150 平方 m）は住宅開発計画、13 件（同 2 万 8930 平方 m）は商業ビル開発計画、43 件（同 14 万 3510 平方 m）は工業ビル開発計画、6 件（同 1 万 8770 平方 m）は民間団体の社会福祉計画に基づく計画で、その他に 5 件（同 1580 平方 m）のプロジェクトが存在した。

同期に承認された公共プロジェクトには 8 件の住宅開発計画、26 件の公共施設開発計画、1 件の商業ビル開発計画および 1 件の工業ビル開発計画が含まれる。これらプロジェクトの予想投資総額は 9 億 970 万ドルである。これらプロジェクトには 1 万 3615 戸の住宅フラット建設計画や観光促進局がグランジ Rd に開発する 10 階建ビル（工費 2500 万ドル）、システム科学院校舎（1640 万ドル）、シンガポール高専体育館（1160 万ドル）、PUB のガス・タービン・プラント（7220 万ドル）等の建設計画が含まれる。

4 月 8 日 。 昨年 の 銀行 法 修正 により 銀行 の 単 一 顧 客 へ の 融 資 限 度 が 引き 下 げ ら れ た た め 、 資 本 規 模 の 小 さ い 一 部 外 資 系 銀 行 は 既 存 ロ ー ン の 肩 代 り を 大 手 銀 行 に 求 め て い る 、 と 4 日 の ビ

ジネスタイムズ紙は伝えている。

昨年3月施行の修正銀行法のもとで、銀行は単一顧客への融資限度額を銀行資本の60%から30%に半減された。しかしMAS（金融管理局）は同規定の実施に2年間の猶予を与え、来年3月までに同規定に従うよう銀行に指示している。

この猶予期間もすでに半ばを経過、銀行はあと1年以内に規定に従わなければならないが、当地における資本規模が小さい一部外資系銀行の中には期限までに規定に従うことがむずかしいところもあると見られ、こうした銀行は既存ローンの肩代りを大手銀行に求めて、アプローチしているという。

しかし最近の景気後退・企業業績低下などでローンの質が低下しているうえ、どこの銀行も慎重な融資政策を取っているため、肩代わり先を見つけることは困難と見られている。

。政府関係部門は目下危険な化学薬品の国内流通を管理強化するための有効な新条令の立案を行なっている。

アフマド・マター環境相が4日明らかにしたところによると、今日輸入業者が危険薬物を輸入する場合、先ず保健省の許可を得、その後で輸送や貯蔵方法に関して運輸省や国家開発省の認可を求め、従業員の安全に関しては労働省承認も得ねばならないという具合に、多くの官庁に許可申請をせねばならないが、新条令のもとでは1つの窓口ですべての手続きができるようになる。

シンガポールでは今後もますます多くこの種の薬物が輸入されるようになるため、法制面の改革が緊急の課題となっている。目下環境省、保健省、運輸省、内務省、国家開発省、労働省の6省の代表が同法制改革に取り組んでおり、

今年9月には改革案が完成する見通しという。

- 8日。シンガポール金融管理局(MAS)は輸出手形再割引率を8日から年利6%に0.5ポイント引き下げた。MASのこの引き下げは昨年11月の0.25%、今年1月の0.25%に続く、この半年間で3回目の引き下げ。

このMAS輸出手形再割引率制度のもと、輸出を行なう製造業者や輸出業者はMASから直接ではなく参加銀行を通じて所定の優遇利率で輸出手形を割引いてもらうことができる。参加銀行は輸出業者にこの優遇ローンを提供する報酬としてMASからコミッションを与えられる。

現在、商業銀行が最優遇顧客に提供しているプライムレートは年利8.5~10.5%だから、このMAS再割引率は市場金利を大幅に下回る低利。

輸出業者や製造業者は3月に政府予算案とともに発表された技能開発基金納付金の4%から2%への引き下げと給与税2%の中止に続く、このMAS再割引率引き下げを、経費削減・輸出競争力強化につながるとして歓迎している。

MASの輸出手形再割引率引き下げは、最近の国内金利軟化に対応したもの。この数週間、国内金利は軟化を続けており、3カ月ものインターバンク・レートは昨年10月の8.5%弱から最近では6%弱まで低下、これに伴い商業銀行のプライムレートも下げ始めている。

- 。建設業開発局は、建設業投資補助計画の下で税制優遇措置の適用が認められる機械設備の種目に再検討を加えている。

同制度のもと所定の建設機械や設備を購入した地元建設会社は当局に税控除を申請でき、同申請が認めらると購入額の最高50%に相当する税引き前利益に対する納税義務が免除される。地元資本が51%以上を占める当地登録企業は同補助の適用を申請することができ、住宅開発局(HDB)

の無利子融資計画の下に機械設備を購入する企業や所得税法に基づく加速減価償却を認められた企業も重ねて同補助計画の適用を申請できる。

同補助の適用が認められる機械設備は100項目を超えるが、これまで補助が認められてきたトラック、ブルドーザー、トラクター、ショベルカー、発電機、コンプレッサー等の比較的技術水準の低い一般機械設備は昨年11月から適用項目から除かれ、代わってプレハブ機械やトンネル工事専用特殊機械が新たに同項目に加えられている。



廣 報 欄

- ** NEW MEMBERSHIP (9TH APRIL 1985)
- * NIPPON STAINLESS STEEL CO LTD
Mr. K. Takahashi (Regional Representative)
c/o Sumitomo Metal Industries Ltd
6 Shenton Way #39-03
DBS Building
Singapore 0106
Tel: 2246719
- * KONOIKE TRANSPORT & ENGINEERING (S) PTE LTD
Mr. H. Kajiyama (Director/General Manager)
10 Anson Road #25-03
International Plaza
Singapore 0207
Tel: 2252600
- ** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE
- * TORISHIMA-KBS TRADING CO LTD
From Mr. H. Fujikawa to Mr. A. Arakawa
- * TERASAKI ELECTRIC CO (FAR EAST) PTE LTD
From Mr. S. Yoshioka to Mr. P K Ong & Mr. S. Okada
- * ROHM ELECTRONICS CO (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. K. Nagasue to Mr. K. Okamoto & Mr. T. Higashihashi
- * NSG SINGAPORE PTE LTD
From Mr. H. Nakatani to Mr. N. Ichiyama
- * YORIGAMI MARITIME CONSTRUCTION CO LTD
From Mr. K. Sato to Mr. M. Yorigami
- * PETROCHEMICAL CORPORATION OF SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr. H. Hori to Mr. A. Kosai
- * HANWA SINGAPORE (PTE) LTD
From M. K. Shimizu to Mr. M. Kojima
- * THE CHIYODA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr. S. Takenaka to Mr. J. Harimoto
- * THE YASUDA TRUST & BANKING CO LTD
Mr. T. Kashiwagi

**** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO**

- * THE YASUDA TRUST & BANKING CO LTD**
50 Raffles Quay #16-02
Shell Tower
Singapore 0104
Tel: 2237266

- * THE TOYO TRUST & BANKING CO LTD**
6 Battery Road #24-01
Standard Chartered Bank Building
Singapore 0104
Tel: 2250177

**** CHANGE OF COMPANY'S NAME**

- * FUJITEC SINGAPORE CORPN. LTD**
From Singapore Fujitec Elevator Corpn. Ltd
To Fujitec Singapore Corpn. Ltd

資 料 案 内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S \$ 10
シンガポール共和国移住法	S \$ 15
民事法	S \$ 5
刑法 (暫定規定法)	S \$ 10
公益事業法	S \$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) ... S \$ 30
	(会 員) ... S \$ 15

投資関係

資金援助制度の手引き	S \$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S \$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S \$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S \$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S \$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S \$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S \$ 5
シンガポールの租税	S \$ 15

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S \$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S \$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S \$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S \$ 5
シンガポール共和国会社法 (会 員)	S \$ 60
シンガポール共和国会社法 (非会員)	S \$ 70

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S \$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S \$ 5
金融業者法	S \$ 10
財務諸表公開原則	S \$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S \$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S \$ 10
建築物規制法（1973年法律第59号）	S \$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S \$ 5
シンガポール共和国商標法	S \$ 10
価格規則法	S \$ 5
1975年水質汚染規制及排水法	S \$ 10
1971年海洋汚染防止法	S \$ 5

労働関係

労働組合法（1977年）	S \$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S \$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S \$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S \$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S \$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S \$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S \$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S \$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S \$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1984/85年）	S \$ 15
（非会員）	S \$ 30
月報（各月号）	S \$ 8
国際比較統計要覧	S \$ 5
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	S \$ 10
（非会員）	S \$ 30
タイ国投資環境視察団報告書	S \$ 5
（非会員）	S \$ 10

編集後記

4月に入って日本からの便りが届きます。この季節になると、学生の頃よく残雪の山に登ったことを思い出します。

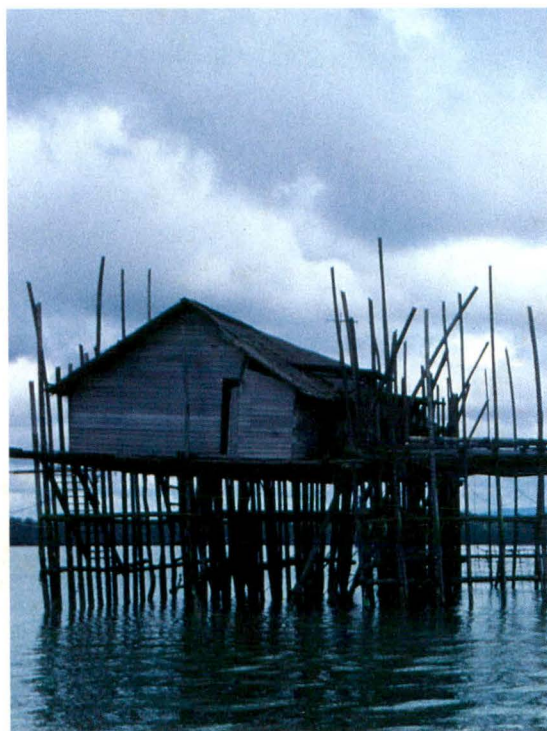
春の山とは言っても悪天候におそわれると、山は冬に逆戻りし、幾度か辛い経験をしました。霰に叩かれ、寒さで体が金縛りになったり、真夜中、吹雪でつぶされそうになったテントを掘起したりした時には、こんな思いまでしてどうして山に登るのかと恨めしい気持ちになったものです。しかし、一旦好天に恵まれると、薄手のシャツ一枚で歩いていても汗がにじんでくる程暖かく、思わず口笛でも吹きたくなる気分です。そんな時、雪の中からはずんで出て来た枝に新芽が吹いているのを見たりすると感傷的になったものです。

さて、今月号の編集については、まず野村総合研究所の**手柴正気氏**に「**アジア経済の動向**」と題してアジア各国の85年の経済見通しについてご寄稿頂きました。生活および産業に密着した情報として、栗田シンガポールの**加藤宣二氏**には「**水質からみたシンガポールの水**」についてご執筆頂きました。最後に公認会計士の**村上光氏**には「**85年税法改正の概要**」についてご解説頂きました。

今月号の担当は **杉野**（日本人会）と**村山**（伊勢丹）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 12 / 4 / 85

M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106